ト一戰ヲ交ヘントセリ

會社側ハ之ヲ知ルヤ官憲ニ通ジテ對策ヲ講ジ三月三十日夜能業斷行ノ危機ニ迫ルヤ事前ニ組合本部ニ集合セル從業員七名ヲ檢束シ爭議ノ擴大化ヲ極力防止セントセリ

(三)爭議

組合ハ首謀者ノ解雇アリタルモ之ニ屈セス豫定ノ如ク、三月三十一日午前十時代表者ヨリ左記ノ要求書ヲ會社ニ提出一同ハ爭議本部ニ引キ場ゲタリ、之ニ加ハリタル從業員數ハ十七名ナリ

要求書

(一)年功ガ俸ヲ復活スルコト

(二)賃銀ヲ値上スルコト

但シ日給者、二割　請負者、三割

(三)解雇手當ヲ制定スルコト

但シ一年未滿日給五ケ月分　以上一ケ月ヲ增ス毎ニ七日分

財團法人勞働會大阪支所